

## 社会福祉法人明星福社会役員、評議員、苦情処理委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星福社会理事、監事(以下「役員」という。)評議員、苦情処理委員等の報酬、費用弁償の額並びに支給方法に関する事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 報酬の額は、別表1の通りとする。

### (費用弁償の支給方法)

第3条 役員、評議員、苦情処理委員等の費用弁償は、出勤日数に応じてその都度支給する。

### (費用弁償の支給制限)

第4条 役員、評議員、苦情処理委員等が社会福祉法人明星福社会の施設の長及び職員を兼ねるときは、費用弁償は支給しない。

### (費用弁償)

第5条 役員、評議員、苦情処理委員等が業務のため旅行するときは、費用弁償(その旅行が枕崎市内を除く)を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費支給規則に準ずる。

3 役員、評議員、苦情処理委員等が理事長の要請により出会(市内)した場合の費用弁償は、自宅から2キロメートル以上については、1キロメートル当たり37円の交通費と合わせ支給する

附 則 この規程は、平成2年3月27日から施行する。

附 則 第1条及び4条5条を改正し、6条を廃止する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 第2条を改正し平成16年6月1日より施行する。

附 則 この規程の第1条、第2条、第5条並びに別表1を改正し平成20年4月1日より施行する。

別表 1

費用弁償額

区 分	費用弁償額	備 考
理 事	(日額) 10,000円	
監 事	(日額) 10,000円	(監査日当) 10,000円
そ の 他	(日額) 10,000円	